



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 102/2019年6月号

発行日：2019年6月28日

米中貿易戦争が世界経済及び我が国経済の下振れリスクだ、と報じられています。一面では真実なのかもしれませんが、米中の覇権争いや、安全保障もからむ問題であるとの指摘もあります。経営判断を下す上では、経営学・経済学・法律・会計学・IT の知識が必要だと思われてきましたが、昨今の情勢を鑑みるに、歴史・政治学・地政学・心理学等も必要であり、重要度が増しているのではないのでしょうか。これらは、私たち（わたしだけ？）が一般教養科目として軽んじていた科目です。やはり、勉強すべき時に勉強しないといけないですね。

### I. 最新情報（2019年5月1日～2019年5月31日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 5月27日	実 務 指針	「専門業務実務指針 4463「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公	「専門業務実務指針 4463「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」の改正について」を2019年5月27日付けで公表しましたのでお知らせします。	2019年3月31日以後終了する事業年度に係る託送収支計算書等に対する証明書発行業務から適用

		表について		
2019年 5月31日	公開 草案	「業種別委員会 実務指針第7号 「生命保険相互 会社における監 査報告書の文例 について」の改 正について」(公 開草案)の公表 について	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、企業会計審 議会から2018年7月5日付けで「監査基準の改訂に 関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査 基準委員会報告書が改正されたことを受け、生命保険相 互会社の法定監査上の監査報告書の文例について所要 の見直しを行ってまいりました。 このたび、見直しを終えたため、「業種別委員会実務 指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文 例について」の改正について」(公開草案)として公表 し、広く意見を求めることといたしました。	—
2019年 5月31日	公開 草案	「業種別委員会 実務指針第33 号「信用金庫等 における監査報 告書の文例につ いて」の改正に ついて」(公開 草案)の公表に ついて	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、企業会計審 議会から2018年7月5日付けで「監査基準の改訂に 関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査 基準委員会報告書が改正されたことを受け、信用金庫等 の法定監査上の監査報告書の文例について所要の見直 しを行ってまいりました。 このたび、見直しを終えたため、「業種別委員会実務 指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例に ついて」の改正について」(公開草案)として公表し、 広く意見を求めることといたしました。	—
2019年 5月31日	公開 草案	「業種別委員会 実務指針第35 号「農業信用保 証保険法による 農業信用基金協	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、企業会計審 議会から2018年7月5日付けで「監査基準の改訂に 関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査 基準委員会報告書が改正されたことを受け、農業信用保 証保険法による農業信用基金協会の監査上の監査報告	—

		<p>会の監査に当たっての監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について</p> <hr/>	<p>書の文例について所要の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび、見直しを終えたため、「業種別委員会実務指針第 35 号「農業信用保証保険法による農業信用基金協会の監査に当たっての監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	
2019年 5月31日	公開 草案	<p>「業種別委員会実務指針第 14 号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について</p> <hr/>	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）では、企業会計審議会から 2018 年 7 月 5 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査基準委員会報告書が改正されたことを受け、投資信託の法定監査上の監査報告書の文例について所要の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび、見直しを終えたため、「業種別委員会実務指針第 14 号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>なお、本実務指針中投資法人に関する部分につきましては、別途、改正を予定しています。</p>	—
2019年 5月31日	公開 草案	<p>「業種別委員会実務指針第 47 号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」の改正について」（公開草案）の公表について</p> <hr/>	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）では、企業会計審議会から 2018 年 7 月 5 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査基準委員会報告書が改正されたことを受け、特定目的会社の法定監査上の監査報告書の文例について所要の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび、見直しを終えたため、「業種別委員会実務指針第 47 号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」の改正について」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年5月 15日	翻 訳 完了	国際公会計基準 （IPSAS）第1 号「財務諸表の 表示」、第2号 「キャッシュ・ フロー計算書」、 第3号「会計方 針、会計上の見 積りの変更及び 誤謬」（国際公 会計基準書ハン ドブック 2018年版）の 翻訳完了につい て	公会計委員会では、国際会計士連盟（IFAC）の国際公 会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board - IPSASB）から公表 されている国際公会計基準（International Public Sector Accounting Standards - IPSAS）第1号「財 務諸表の表示」、同第2号「キャッシュ・フロー計算書、 同第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」 の翻訳作業を完了しましたのでお知らせします。	—
2019年5月 24日	意見	公会計委員会研 究報告第23号 「地方公営企業 の会計の論点と 方向性」の公表 について	公会計委員会では、公営企業の現状を整理するととも に、地方公営企業における財務情報のマネジメントへの 活用状況、地方公営企業における財務情報の開示の在り 方等についての調査・研究を行い、「公営企業における 財務情報をマネジメントに活用する方法提案」及び「現 行の地方公営企業会計基準の改善提案」を、研究報告「地 方公営企業の会計の論点と方向性」として取りまとめま したので、公表いたします。	—
2019年5月 27日	研 究 報 告	「インセンティ ブ報酬の会計処	会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報 酬の会計処理に関する研究報告」及び「公開草案に対	—

		理に関する研究報告」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	するコメントの概要及び対応」を公表しましたので、お知らせいたします。	
2019年5月27日	研究報告	「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	会計制度委員会研究報告第16号「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表しましたので、お知らせいたします。	—
2019年5月31日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第67号「集合サービス及び個別サービス並びに緊急支援」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2019年1月に、公開草案第67号「集合サービス及び個別サービス並びに緊急支援」（Exposure Draft 67 “Collective and Individual Services and Emergency Relief (Amendments to IPSAS 19)”）を公表し、広く意見を求めておりました。  日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2019年5月29日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2019年5月31日	研究報告	非営利法人委員会研究報告第38号「医療法人会計基準に基づく計算書類等	非営利法人委員会研究報告第38号「医療法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」（改正2019年4月18日）を公表しましたのでお知らせします。	—

		の様式等に関するチェックリスト」の改正について	本研究報告で示すチェックリストは、医療法人会計基準の改正、関係する厚生労働省通知の改廃が行われたことに伴い、所要の見直しを行っています。	
2019年5月31日	公開草案	「非営利法人委員会実務指針第42号「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、企業会計審議会から2018年7月5日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査基準委員会報告書が改正されたことを受け、農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例について所要の見直しを行いました。 このたび、見直しを終えたため、「非営利法人委員会実務指針第42号「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

## 6. その他 (会計制度委員会等)

CPA協会HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年5月23日	意見	国税庁「平成31年(2019年)中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達(案)に	2019年4月18日付けで国税庁から、「平成31年(2019年)中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達(案)が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会(租税調査会)では、この法令解釈通達(案)に対する意見を取りまとめ、2019年5月17日付けで国税庁に提出いたしましたので、お知らせいたします。	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		対する意見 _____		
2019年 5月24日	意見	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（仮称）（案）」に対する意見の提出について _____	2019年4月25日に、内閣官房、環境省及び経済産業省から「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（仮称）（案）」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、この案に対する意見を取りまとめ、2019年5月16日に提出しましたのでお知らせします。 _____	—
2019年 5月27日	実務 指針	「専門業務実務指針 4452「農業競争力強化支援法における事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」の公表について _____	専門業務実務指針 4452「農業競争力強化支援法における事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」（以下「本実務指針」という。）を2019年5月27日付けで公表しましたのでお知らせします。 _____	2019年5月 27日以降の報告書
2019年 5月27日	公開 草案	「保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」に係るQ&A」（公開草案）の公表につ	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、2019年4月26日に公開草案として公表した保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」に基づき業務を実施するに当たって説明が必要と思われる事項に関するQ&Aを併せて提供するための検討を行ってまいりました。 このたび、その取りまとめを終えたため、監査・保証実務委員会研究報告「保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」に係るQ&A」（公開草案）として公表し、広く意見を求	—



		いて	めることといたしました。	
--	--	----	--------------	--

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

2019年5月27日に日本公認会計士協会から『偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告』が公表されました。本研究報告は、あくまでも現時点における一つの考え方を示したにすぎず、実務を拘束するものではありませんが、「5分で読めるもの（本当は55分くらい）を、何故あなたは読んでいないのかっ！！」と言われないように、要点だけまとめてみました。

#### 1. 我が国の偶発事象に関する会計上の取扱い

偶発事象に関する会計基準は存在せず、偶発事象全般についての取扱いを定めたものはないが、実務では、

- ①有価証券報告書の【経理の状況】の「その他」で重要な係争事件の概要を記載
- ②貸借対照表の注記として偶発債務を記載
- ③引当金の要件を満たすものは、引当金として負債計上

#### 2. 現行実務の分析

- ①「開示不要→偶発債務の注記→引当金計上」という開示がなされていた事例は少数。
- ②「発生の可能性」についての経営者の判断に実務上の幅があることから、引当金の計上や注記の開示のタイミングについて企業によって異なっていることを示唆する事例を確認することはできなかった。
- ③IFRSを任意適用した会社を分析しても、明らかな差異があることを示す事象はなかった。

#### 3. IFRSとの相違点

##### ①偶発債務に関する注記の内容

IFRSでは、偶発債務の決済に起因する流出の金額または時期に関する不確実性の指標及び補填の可能性に関する記載が求められるのに対し、日本基準ではこれらに関する記載は求められない。

##### ②免除規定

IFRSでは、極めて稀な場合に限られるものの、係争における企業の立場が著しく不利になると予想できるときは、当該事項を開示する必要はない。（全般的な内容と、開示しなかった旨及びその理由を開示しなければならない）

##### ③偶発資産

IFRSでは偶発資産に関する開示も求められているが、日本基準は求められない。



#### 4、まとめ

##### ①F/Sの比較可能性

どの程度の損失の発生可能性と、損失金額の見積りの可能性があれば、注記による開示や引当金計上の要するのにかについての指針（ガイダンス）を提供することが有効。

##### ②開示の適時性

IFRSでは、偶発負債は、経済的便益を有する資源の流出の可能性がほとんどない場合を除き、注記により開示することが要求されており、日本基準よりも幅広い開示を求めている。

##### ③開示の充実

F/S利用者の予測可能性を高めるために、注記や引当金計上を行うに当たっては、何を契機に注記や引当金計上が必要と判断したのかについての企業の判断を併せて記載することが有用。

その際、IFRSのように、開示免除規定を設けるもの有用。

以 上

##### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703